

# 山梨県公報

第四百九十二号

令和六年

八月一日

木曜日

## 目次

### 告示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(三件)……………三〇九

### 公告

○指名競争入札について……………三一〇

○特定計量器の定期検査の実施……………三一二

○公共測量の実施(二件)……………三一四

## 告示

### 山梨県告示第百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

#### 急傾斜地崩壊危険区域

山梨県南巨摩郡身延町久保字中村の区域内の土地のうち、次の二十九点から三十八点までを順次結んだ線及び二十九点と三十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

久保	番号	座標
二十九点		北緯三五度二九分五九秒六一五〇 東経一三八度三〇分一三秒六七〇九
三十点		北緯三五度二九分五九秒七五二三

### 山梨県告示第百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

#### 急傾斜地崩壊危険区域

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門字羽場の区域内の土地のうち、平成二年山梨県告示第三百二十九号で指定した標柱番号三号と次の七点を結んだ線、七点から十一点を順次結んだ線及び十一点と同告示中の標柱番号三号を同告示中で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

番号	座標

三十一點	東經一三八度三〇分一二秒四〇二二 北緯三五度二九分五九秒九三二〇
三十二點	東經一三八度三〇分一二秒〇六二一 北緯三五度三〇分〇秒三四六五
三十三點	東經一三八度三〇分一秒九〇四八 北緯三五度三〇分〇秒七三四七
三十四點	東經一三八度三〇分一秒六三〇三 北緯三五度三〇分〇秒六三三一
三十五點	東經一三八度三〇分一秒八六五四 北緯三五度三〇分〇秒四一三九
三十六點	東經一三八度三〇分一秒二八五〇 北緯三五度三〇分〇秒二八五〇
三十七點	東經一三八度三〇分一秒一三四二 北緯三五度三〇分〇秒一三四二
三十八點	東經一三八度三〇分一秒六三七五 北緯三五度二九分五九秒九五三八
	東經一三八度三〇分一秒七二二一

羽場	七点	北緯三五度三三分三六秒〇〇五三 東経一三八度三〇分〇五秒八六四六
	八点	北緯三五度三三分三五秒八〇〇〇 東経一三八度三〇分〇五秒一八六九
	九点	北緯三五度三三分三六秒一五六〇 東経一三八度三〇分〇四秒九七一〇
	十点	北緯三五度三三分三六秒三一一三 東経一三八度三〇分〇四秒九一一九
	十一点	北緯三五度三三分三七秒三〇五八 東経一三八度三〇分〇八秒三五九五

山梨県告示第百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	令和四年山梨県告示第百七号中の標柱番号十号と同告示文中の標柱番号九号の標柱を結んだ線、同標柱番号と同告示文中の標柱番号八号の標柱を結んだ線、同標柱番号と同告示文中の標柱番号七号の標柱を結んだ線、同標柱番号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号二十三号の標柱を結んだ線、標柱番号二十三号から二十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十五号と同告示文中の標柱番号十号の標柱を結んだ線に囲まれた区域							
	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
保一三	二二三 二三四 二四五	南巨摩郡	早川	保	権現平 見出	二九九番 五二三番 五二六番		

公 告

● 指名競争入札について

次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指名競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 行政情報ネットワーク等総合保守管理業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和六年十月一日から令和七年九月三十日まで

4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県DX・情報政策推進統括官

三 指名競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同令第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する同令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがな

されている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者  
6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 指名されるために必要な要件

1 本業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。  
2 県のネットワークを熟知している者であること。  
3 監視業務又は監視センターについて、ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネージメント）の認定を取得しているか、又は同等レベル以上を確保していることを証明できること。

五 指名競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和六年八月十三日（火）まで（山梨県の休日を含め）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで  
3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。  
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県DX・情報政策推進統括官

4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な指名競争入札の参加資格を有している者は、この五において定める審査を受けることを要しない。

六 入札手続等  
1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和六年八月十九日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、53に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法  
(一) この公告の日の翌日から令和六年八月十九日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、53に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に七9(三)の問合せ先に電話連絡すること。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和六年八月十四日（水）午前十時までに七9(三)の問合せ先に電話連絡すること。  
3 入札及び開札の日時及び場所  
(一) 日時 令和六年九月十二日（木）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

4 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県DX・情報政策推進統括官宛に令和六年九月十一日（水）午後五時までに到着するよう送付すること。

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。  
(一) 指名競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る指名競争入札に關して不正の行為があったとき。  
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二百七十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

七 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語  
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除  
3 契約保証金 免除  
4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無  
6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

9 その他  
(一) 落札者が契約締結までの間に31から6までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県DX・情報政策推進統括官(電話〇五五―二二三―一四一九)

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: The overall maintenance and management of the IT network of the Yamanashi Prefectural Government (1 maintenance package)
- 2 Date and time for tender: 1:30PM September 12, 2024
- 3 Bureau in charge: Director General for DX and Information Policy, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、令和六年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。) 、分銅及びおもり	令和六年九月五日	午前十時から正午まで	北杜市武川町高齢者活動センター	同	同
	令和六年九月三日	同	北杜市役所 長坂総合支所	同	同
	令和六年九月二日	午前十時から午後三時まで	北杜市役所 高根総合支所	北杜市	一般社団法人 山梨県計量協会
	令和六年九月六日	午前十時から午後二時まで	白州町農村婦人の家	同	同

令和六年九月九日	午前十時から正午まで	北杜市役所 明野総合支所	同	同
令和六年九月十日	同	北杜市大泉総合会館	同	同
令和六年九月十二日	午前十時から午後二時まで	北杜市役所 小淵沢総合支所	同	同
令和六年九月十三日	午前十時から午後三時まで	須玉ふれあい館	同	同
令和六年九月十七日	同	甲斐市役所 双葉支所	甲斐市のうち旧 葉町	同
令和六年九月十八日	午前十時半から正午まで	上野原市役所 秋山支所	上野原市のうち旧 秋山村	同
令和六年九月十九日	同	水源の郷やまゆりセンター	道志村	同
令和六年九月二十四日	午前十時半から午後二時まで	山中湖村役場	山中湖村	同
令和六年九月二十五日	同	西桂町まちづくり交流センター	西桂町	同

令和六年九月二十七日	同	山道ホール	鳴沢村	同
令和六年九月二十六日	午前十時半から午後三時まで	忍草コミュニティセンター	忍野村	同
令和六年九月三十日	午後一時半から午後三時まで	富士河口湖町役場上九一色出張所	富士河口湖町	同
令和六年十月一日	午前十時半から午後三時まで	富士河口湖町役場本庁舎	同	同
令和六年十月二日	同	同	同	同
令和六年十月三日	同	富士河口湖町役場勝山出張所	同	同
令和六年十月七日	午前十時から午後三時まで	市川三郷町役場本庁舎	市川三郷町	同
令和六年十月八日	午後一時半から午後三時まで	市川三郷町役場六郷支所	同	同
令和六年九月二日から令和七年三月三十一日	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計	今期検査を実施する区域全	同

皮革面積計	令和六年十月九日から令和七年三月三十一日まで（山梨県の休日を含め、条例に定める休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検査所
	一日まで（山梨県の休日を含め、条例に定める休日を除く。）	同	個別に県が指定する場所（令和六年十月八日までに検査を受けなかった場合に限り。）	同	同
	量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）				

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町清子地内
- 三 測量の期間 令和六年七月三十日から令和六年八月三十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（MMSによるデータ計測）
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和六年七月十五日から令和七年一月三十一日まで